

岩手県告示第37号

令和5年12月19日付け岩手県報第12357号掲載保安林の指定施業要件の変更（令和5年岩手県告示第575号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和6年1月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 大船渡市日頃市町字中小通112の3

(2) 所在が不明である通知の相手方 近江勝藏、近江鶴藏、近江孫太郎、近江正則、佐藤助治郎、佐藤長八、鈴木キノ、鈴木芳藏、新沼伊左エ門、新沼宇市、新沼宇助、新沼三之助、新沼高、迎山齊太郎

2 通知の内容を掲示した場所 大船渡市役所